

平成29年10月25日
改定 令和 2年 7月30日

お お い
**大飯地域の緊急時対応
(全体版)**

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに P.2
2. ^{おおい}大飯地域の概要 P.4
3. 緊急事態における対応体制 P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P.24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 P.44
6. UPZ内における対応 P.55
7. ^{おおい}大飯発電所及び^{たかはま}高浜発電所がともに被災した場合における対応 P.106
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 P.117
9. 緊急時「エリクダ」の実施体制 P.136
10. 原子力災害時の医療等の実施体制 P.147
11. 国の実動組織の支援体制 P.162

1. はじめに

・この「^{おお}^い大飯地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)^{おお}^い大飯発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。また、関西電力(株)^{おお}^い大飯発電所及び^{たか}^{はま}高浜発電所がともに被災した場合における対応方針について示す。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、大飯地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房審議官(危機管理担当)
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
福井県副知事
京都府副知事
滋賀県副知事

オブザーバー

岐阜県
関西広域連合
おおい町
高浜町
小浜市
若狭町
美浜町
舞鶴市
綾部市
南丹市
京丹波町
京都市
高島市
関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置

2. おおい大飯地域の概要

- 大飯発電所は、関西電力が福井県大飯郡おおい町に設置している原子力発電所である。
- 大飯発電所は、昭和54年3月から1号機による営業運転を開始。同年12月に2号機、平成3年12月に3号機、平成5年2月に4号機の運転を開始している。なお、1号機、2号機については、平成30年3月をもって廃止となった。

関西電力(株)大飯発電所について

(1) 所在地 福井県大飯郡おおい町

(2) 概要

- 1号機：117.5万kW・PWR
- 2号機：117.5万kW・PWR
- 3号機：118.0万kW・PWR
- 4号機：118.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（令和2年4月時点）

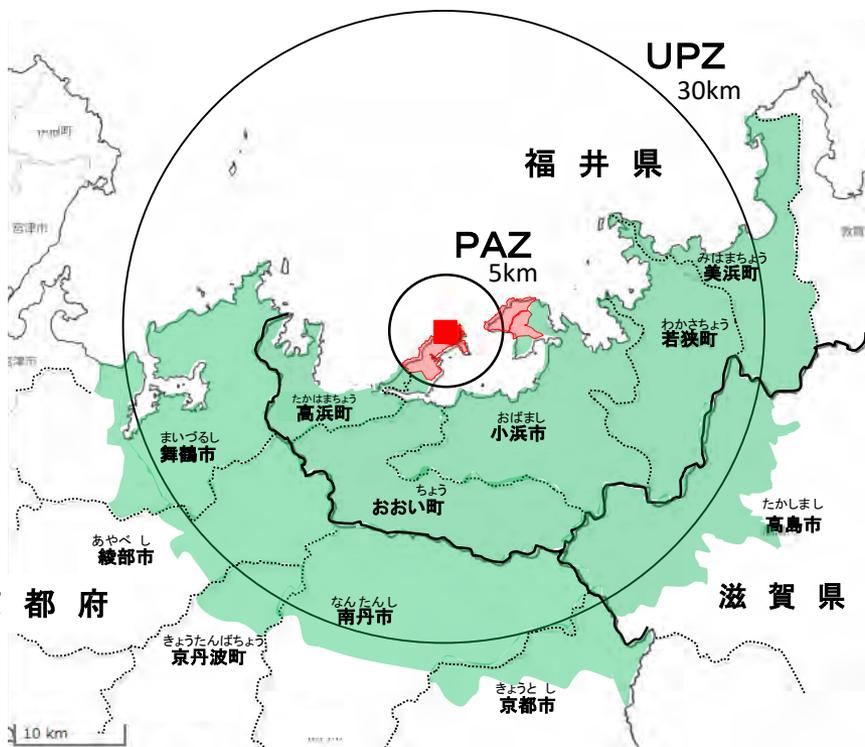
- 1号機：昭和47年10月／昭和54年3月／39年（平成30年3月をもって廃止）
- 2号機：昭和47年11月／昭和54年12月／38年（平成30年3月をもって廃止）
- 3号機：昭和62年3月／平成3年12月／28年
- 4号機：昭和62年3月／平成5年2月／27年



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町、小浜市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の6市5町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数: 984人

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

6市5町 (福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)、
(京都府舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市)
(滋賀県高島市)

住民数: 154,252人

人口: 平成31年4月1日時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は984人、UPZ内人口は154,252人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で155,236人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 ^{ちよう}	726人	285世帯	7,507人	2,931世帯	8,233人	3,216世帯
	小浜市 ^{おばまし}	258人	87世帯	29,004人	11,910世帯	29,262人	11,997世帯
	高浜町 ^{たか はまちよう}			10,429人	4,318世帯	10,429人	4,318世帯
	若狭町 ^{わか さちよう}			14,728人	4,928世帯	14,728人	4,928世帯
	美浜町 ^{み はまちよう}			9,459人	3,672世帯	9,459人	3,672世帯
小計		984人	372世帯	71,127人	27,759世帯	72,111人	28,131世帯
京都府	舞鶴市 ^{まいづるし}			77,374人	37,609世帯	77,374人	37,609世帯
	綾部市 ^{あやべし}			1,490人	829世帯	1,490人	829世帯
	南丹市 ^{なんたんし}			3,214人	1,495世帯	3,214人	1,495世帯
	京丹波町 ^{きょうたんばちよう}			258人	120世帯	258人	120世帯
	京都市 ^{きょうとし}			292人	144世帯	292人	144世帯
小計		—	—	82,628人	40,197世帯	82,628人	40,197世帯
滋賀県	高島市 ^{たかしまし}			497人	278世帯	497人	278世帯
小計		—	—	497人	278世帯	497人	278世帯
合計		984人	372世帯	154,252人	68,234世帯	155,236人	68,606世帯

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、おおい町^{ちよう}及び小浜市^{お ばま し}全体での他市町村からの昼間流入人口は、6,326人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、関西電力関連企業を中心に125事業所、1,846人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出入口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出入口(人)	差引増△減(人)
おおい町 ^{ちよう}	2,387	1,734	653
小浜市 ^{お ばま し}	3,939	3,432	507
合 計	6,326	5,166	1,160

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区		事業所数	従業員数(人)
おおい町※1	大島地区		118	1,828
小浜市※2	内外海地区 ^{うち と み}	堅海区 ^{かつ み}	2	6
		泊区 ^{とまり}	5	12
	小 計		7	18
合 計			125	1,846

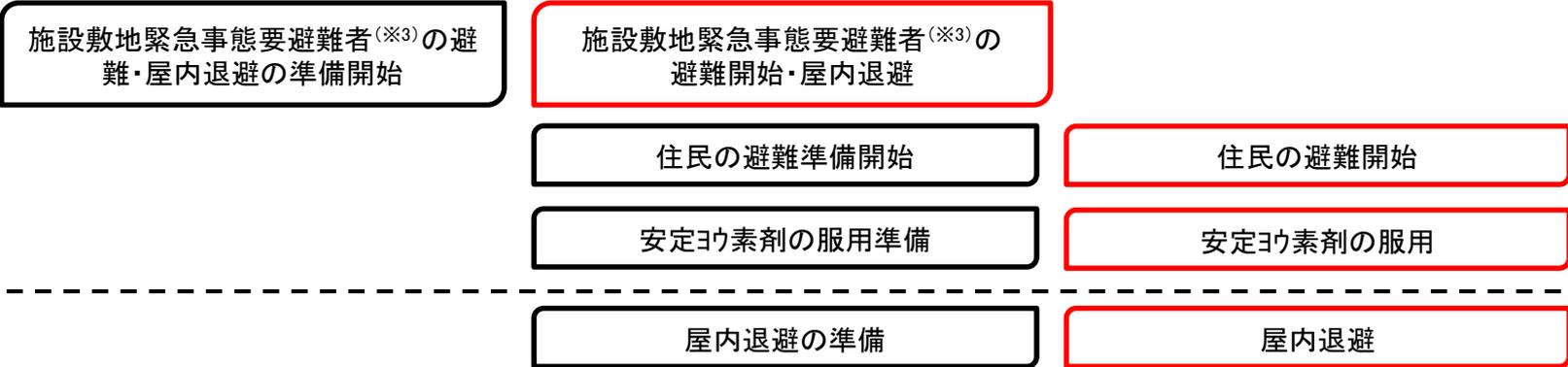
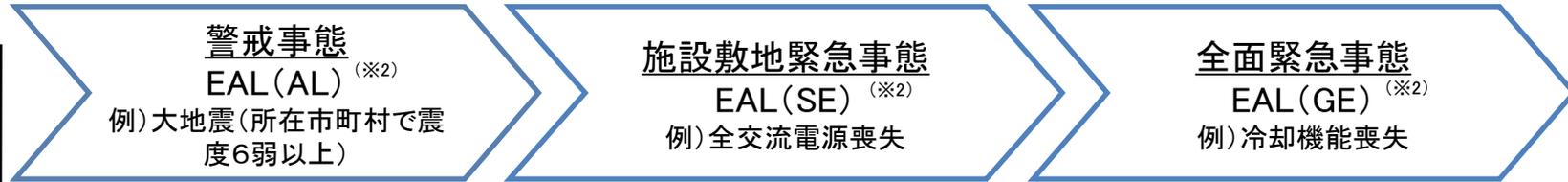
出典：平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

※1 おおい町(大島地区)における118事業所のうち、42事業所(1,497人)が関西電力関連企業

※2 小浜市(堅海区、泊区)における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。

